

# 愛川町野球協会規約

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、愛川町野球協会という。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を愛川町半原 1672-1 番地 1、愛川町野球協会「会長宅」に置く。

(目 的)

第3条 本会は、明朗な青少年の育成と体育の向上を図り、健全なる社会人の模範となることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 愛川町春季野球大会
- (2) 愛川町秋季野球大会
- (3) その他、大会の目的達成に必要な事項

## 第2章 加盟団体

(加盟団体の資格)

第5条 本会の加盟団体は、愛甲郡に所在する団体でなければならない。

(加盟方法)

第6条 本会に加盟しようとする団体は、会長に申し出て理事会の承認を受けなければならない。

(登録料の納入)

第7条 加盟団体は、毎年度所定の登録料を納入しなければならない。

2 前項の登録料の額は、理事会が定める。

(資 格 損 失)

第8条 加盟団体は、次の各条のいずれかに該当したときはその資格を失う。

- (1) 脱退
- (2) 解散
- (3) 除名

(脱 退)

第9条 加盟団体は、脱退しようとしたときは、会長に届けでなければならない。

(除 名)

第10条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会において出席理事3分の2以上の議決により除名することができる。

- (1) 登録料を1年以上滞納したとき
- (2) 第5条に掲げる団体として認められなくなったとき
- (3) 本会の名誉をき損し、又は目的に反するような行為をしたとき
- (4) その他、本会の加盟団体として不適当と認められるにいたったとき

2 前項第3条に該当して除名する場合は、除名の議決を行う理事会において、その団体に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役員

(役 員)

第11条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	2名
理事長	1名
副理事長	2名
常任理事	20名以上
監 事	2名
事務局	若干名

2 前項に定めるもののほか顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第12条 理事は、各団体より1名選出する。

2 会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・監事・事務局は、理事会で選出する。

(役員職務)

第13条 理事は、理事会を組織して、本会の事務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会の事務を総理し、会長を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長にあらかじめ指定した順序にしたがいその職務を行う。

第14条 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第15条 本会の役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のある場合には、理事会において出席理事の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(兼職の禁止)

第17条 理事・監事は相互に兼ねることができない。

(審判部)

第18条 本会の専門的事項を処理するため、事務局を置く。

- 2 審判部には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局及び職員にする事項は、理事会が定める。

## 第4章 会議

(機関)

第20条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会の召集)

第21条 総会は、年1回会長が招集し、経過報告、決算報告、次年度計画を発表、討論する。

- 2 会長は、総理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。
- 3 総会の議長は会長とする。
- 4 議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議の事務を総括する。

(定足数及び議決)

第22条 総会は、総理事の2分の1以上出席しなければ会議を開催することができない。

但し、会議に出席できない理事でも書面をもって表決し、又は他の理事に表決を委任した場合は、出席したものとみなす。

- 2 総会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第23条 次に掲げる事項については、役員会において、あらかじめ諮問に付さなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 加盟団体の承認及び除名に関する事項
- (4) その他、本会の業務に関する重要事項で会長が必要と認める事項

- 2 監事・審判部長及び事務局長は、役員会に出席して意見を述べることができる。

第24条 第21条及び第22条の規定は、役員会に準用する。この場合において「総会」とあるのは、「役員会」と、「理事」とあるのは「役員」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 第5章 会計

(登録料)

第25条 本会の経費は、加盟団体の登録料及び大会参加料、その他の収入をもって当てる。

(登録料の額)

第26条 本会の登録料の額は、総会で定める。

第27条 本会の予算は毎会計年度開始前、役員会において作成し、総会の承認を受ける。

決算は、会計年度終了後監事の監査を経て総会の承認を受ける。

第28条 本会の会計年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第6章 附則

第29条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第30条 本規約は、昭和22年1月1日から施行する。

昭和39年9月1日	一部改正	施行
昭和56年1月1日	一部改正	施行
昭和60年3月12日	一部改正	施行
平成5年9月1日	一部改正	施行
平成7年3月14日	一部改正	施行
平成26年3月7日	一部改正	施行